

2016年度 日本農業経済学会

総 会 次 第 (当日修正反映版)

日 時 : 2016年3月29日 (火) 16:30～17:30

会 場 : アトリオン音楽ホール

開会

1. 会長挨拶・議長選出

2. 報告

- (1) 企画委員会報告
- (2) 編集委員会報告
- (3) 情報化委員会報告
- (4) 国際交流委員会報告
- (5) 学会賞・国内学術交流担当報告
- (6) 財務担当報告
- (7) 庶務担当報告
- (8) 改革担当報告
- (9) その他
 - ①名誉会員の推薦について
 - ②2017年度大会の開催について

3. 審議

- (1) 2015年度決算 (案)
- (2) 2015年度決算の監査報告
- (3) 会則等の改正
- (4) 2016年度予算 (案)
- (5) 次期理事・監事の選任
- (6) その他

4. 学会賞について

- (1) 学術賞・奨励賞
- (2) 学会誌賞

5. その他

閉会

学会賞授与式

報告事項

1. 企画委員会報告

- 2016 年度大会の大会シンポジウム、ミニシンポジウム、個別（口頭・ポスター）報告、等のための必要な準備を行った。
- 大会シンポジウムの企画については、常務理事会での決定を経て、「戦後農政の展開過程 ―わが国の農業政策モデル―」をテーマとした。
- ミニシンポジウムの企画については、常務委員会での決定を経て、「水田農業の次世代モデルを問う ～大潟村の検証から～」をテーマとした。
- 本大会での口頭報告は 86 報告、ポスター報告は 12 報告（いずれも予定）である。なお、特別セッションは応募がなかったため、実施を見送った。
- 会員活動の国際化に資するため、特別企画として「国際誌掲載支援のための特別企画」を実施することにした。

2. 編集委員会報告

（1）和文誌等について

- 『農業経済研究』への「論文」投稿数は 7 本、うち掲載数は 2 本、審査中 2 本、却下・取り下げ 3 本であった（昨年度は投稿 9 本、掲載 4 本）。
- 「報告論文」への投稿数は 75 本（60(和) 15(英))、掲載数は 44 本（38(和) 6(英)) であった（掲載率 58.7%）。昨年度は、投稿 78 本（63(和) 15(英))、掲載数は 55 本（44(和) 11(英)) であった（掲載率 70.5%）。
- 第 87 巻より『農業経済研究』の年間発行スケジュールが変更され、6 月号が大会特集号となった。ミニシンポや共催シンポ（日韓シンポ）の掲載は 9 月号とした。報告論文については、第 2 号～第 4 号に分載した。なお、掲載決定通知に関しては 10 月末までに発行した。
- 報告論文を和文誌に収録したことに伴い、和文誌の表紙レイアウトを 87 巻 1 号より変更した。報告論文や書評等の詳細な内容は目次ページに掲載することとした。88 巻についても現行スタイルを踏襲する予定である。
- 編集委員会規程との対応関係を明示するため、投稿規程と投稿細則に関して、所用の改訂を行った（2015 年 10 月 30 日）。

（2）英文誌について

- 『J J R E』への Articles（論文）の投稿数は 1 本、掲載数は 2 本であった（昨年度は投稿 0 本、掲載 1 本（ただし投稿は 2014 年））。現時点で審査中の論文はなく、新規の投稿がないと Articles（論文）がなくなる可能性がある。
- Research Letters（報告論文）の投稿数は 15 本、掲載数は 6 本であった（昨年度は投稿 15 本、掲載 11 本）。
- 英文誌や研究の国際化を目指し、以下の 2 つを変更する。関連して、次のように会則・規程等を改正するとともに（審議事項参照）、関連する規程・細則の条文の見直しを行った。
 - ① 誌名を『The Japanese Journal of Rural Economics（J J R E）』から『Japanese Journal of Agricultural Economics（J J A E）』へ変更する。
 - ② 現在、大会で実施されている日韓シンポジウムを、韓国に限らない国際シンポジウムとし、そこでの報告を『J J A E（J J R E）』に掲載できるよう制度化する。

(3) 編集委員の交代について（敬称略）

- 『農業経済研究』担当
退任委員：北田紀久雄（農大），寺脇拓（立命館大），中嶋晋作（明治大），林岳（政策研）
新任委員：澤田守（中央農研），岩本博幸（農大），藤栄剛（明治大），福田竜一（政策研）
- 報告論文（和）担当
退任委員：井上荘太郎（政策研），竹下広宣（日本大）
新任委員：石田章（神戸大），山根史博（広島市立大）
- 『J J A E（J J R E）』担当
今回，交代する編集委員はいない。

3. 情報化委員会報告

(1) J-STAGE への会誌掲載状況

- 『農業経済研究』：科研費（研究成果公開促進費：学術誌データベース）の単年度採択により，予算 90 万円が交付され，2 巻×4 号分を J-STAGE 上で公開した（第 74 巻（2002 年度），第 85 巻（2013 年度）：ともに第 1～4 号）。また，第 86 巻（2014 年度：第 1～4 号）は 3 月中に公開済である。ただしこれまで応募し採択されてきた科研費（研究成果公開促進費：学術誌データベース）の枠自体が廃止された。今後は別途，検討を要する。
- 『J J R E』：2015 年 3 月 14 日に J-STAGE に採択され，9 月 15 日より J-STAGE 搭載を開始し，2015 年度は 13 巻分を J-STAGE 上で公開した（Vol. 5（2003）～Vol. 17（2015））。英文誌の検索に有利な CrossRef DOI を選択している（『農業経済研究』は日本語文献用の JaLC DOI）。

(2) 学会ホームページ上での J-STAGE へのリンク

- 『農業経済研究』，『J J R E』双方の J-STAGE での掲載開始に伴い，2015 年 10 月から学会ホームページ上に，J-STAGE のバナーを作成し，会員によるアクセスを容易にした。

4. 国際交流委員会報告

(1) 国際農業経済学会（IAAE）について

- 2015 年 8 月にミラノにおいて，国際農業経済学会が開催された。
- 過去からの慣例に従い，大会開催時に 5000 ドルの資金援助を行った。
- 同大会にて報告を行った若手会員（高橋大輔会員，張采瑜会員，高山太輔会員）に対し，JB 賞を授与した（2015 年 6 月 21 日）。
- 本学会員の提案が受理され，シンポジウムが開催された。この参加者に対して，会長判断により旅費支援を行った。
大江靖雄会員，伊東正一会員，高橋大輔会員，本間正義会員

Organized Symposium 「Coping with Farm Structural Change and Emerging Demands: Challenges and Opportunities in Farm Sector in Japan and Korea」

(2) アジア農業経済学会について

- 次回大会は，2017 年 1 月 11～13 日にタイ（カセサート大学）が予定されている。Call for Papers の詳細が発表され次第，学会 HP 等を通じて周知をはかる予定である。
- これまでは慣例により，大会開催時に 10 万円の資金援助を行ってきた（直近では 2014 年ダッカ大会時）。次回大会以降は国際農業経済学会宛と同様に 5000 ドルの資金援助を行う予定である。

(3) 国際誌掲載支援のための特別企画

- 3月30日13時～15時に、以下の要領により、実施する（詳細は『報告要旨』等を参照）。

第一部 「国際誌掲載支援のためのクリニック」（60分程度）

参加委員：大塚顧問、櫻井（武）委員、本間委員、不破委員（司会）

報告者：高橋大輔会員

報告論文：「Withdrawal of Overseas Subsidiaries in Asia: The Case of the Japanese Food Industry」(with Tsai-Yu Chang)

第二部 「国際誌掲載を目指す人のためのQ&Aセッション」：（60分程度）

パネル：大塚顧問、国際化委員会委員、不破委員（司会）

(4) その他

- 2015年度大会の日韓シンポジウムの成果は、『農業経済研究』87巻2号に掲載された。また、大会の国際シンポジウムの成果を、『JJAE(JJRE)』においても大会報告として掲載するようにする。
- 国際化委員会において、学会や『JJAE(JJRE)』の国際化に向けた具体的な活動に関する事項を検討中である。

5. 学会賞・国内学術交流担当報告

(1) 農業経済学関連学会協議会

- 2015年3月29日（日）に、東京農工大学農学部において開催し、以下の4つについて情報・意見交換を行った。①関連学会における連携した取り組み、②科研費の動向、③日本学術会議の活動との連携、④研究成果の政策等への活用
- 本大会終了後の2016年3月30日に、秋田県立大学において、協議会を開催予定である。

(2) 日本経済学会連合

- 評議員会が2回開催された（2015年5月18日、2015年10月26日）。

(3) 日本農学会

- 評議員会が開催された（2016年1月22日）。
- 運営委員会が3回開催された（2015年9月4日、2015年12月11日、2016年3月7日）。

6. 財務担当報告

- 業務の継続性確保を目指した財務担当の新体制に従い、2015年度は松下（2年目）が担当した。2016年度は、財務担当常務理事（1年目）と松下（3年目）が担当する予定である。
- 会費納入率向上対策として、過年度分の納付も受け付け可能な体制のもとで、大会時の納付窓口設置を試行する。

7. 庶務担当報告

(1) 2015年度の主な会議開催状況

2015年	5月17日	第1回幹事会
	6月21日	第1回常務理事会
2016年	2月28日	第2回常務理事会
	3月28日	第2回幹事会
	3月28日	第1回理事会

(2) 会員数の動向

	正会員	名誉会員	学生会員	購読会員	計
(参) 2011 年 2 月 1 日	1,116	36	420	20	1,592
2015 年 2 月 1 日	1,067	44	391	14	1,516
2016 年 2 月 1 日	1,080	43	412	14	1,549
対前年増減	13	-1	21	0	33

(3) 庶務担当常務理事の交代 (敬称略)

- 2015 年度から庶務担当常務理事は半舷上陸方式の 2 名体制に移行している。

退任 : 櫻井 清一 (千葉大学)
 継続 : 神代 英昭 (宇都宮大学) 2017 年 3 月まで
 新任 : 首藤 久人 (筑波大学) 2018 年 3 月まで

8. 改革担当報告

- 業務・組織の見直しを行い、次の 5 つの事項を提案した。
 - ① 従来の任期 1 年目の庶務担当常務理事を総務担当常務理事とし、任期は 1 年とする。
 - ② 任期 1 年の会長補佐常務理事を新設し、前年度の総務担当常務理事が担当する (従来の任期 2 年目の庶務担当常務理事)。
 - ③ 学会賞・国内交流担当副会長を総務担当副会長に変更し、総務、学会賞・国内交流、財務、情報化分野を所掌する。
 - ④ 学会賞各賞の選考委員会については、学術賞・奨励賞は総務担当副会長が担当、学会誌賞は編集担当副会長が担当、ポスター賞は企画担当副会長が担当したうえで、全体を総務担当副会長が統括する。あわせてポスター賞を学会賞の 1 つとして明確に位置づける。
 - ⑤ 国際交流委員会を国際委員会に組織替えし、国際化委員会は解散してその業務を国際委員会が引き継ぐ。
- 大会開催校決定に関するルールを提案した。
- 次期担当 (副会長・常務理事) への業務引継の標準化を提案した。
- 以上の提案に関連して、会則・規程を改正するとともに (審議事項参照)、諸規程・細則の条文の見直しを行った。

9. その他

(1) 名誉会員の推薦について

- 会則第 4 条に基づき、理事会において新たに 2 名の会員が名誉会員として推薦された (五十音順)。

齋藤 修 会員
 米倉 等 会員

(2) 2017 年度大会の開催について (予定)

開催校 : 千葉大学

開催日 : 2017 年 3 月下旬

- 詳細は確定次第、会誌・HP 等で案内します。

審議事項

1. 2015年度決算（案）

7ページの資料を参照。

2. 2015年度決算の監査報告

8～9ページの資料を参照。

3. 会則等の改正

①役職・業務の変更・見直し、②英文誌の誌名変更、③国際シンポジウム（日韓シンポ等）の大会報告を英文誌（JJRE）に掲載、④他の規程との対応関係の明確化などの目的のために、「日本農業経済学会会則」などを改正する（新旧対照表を参照）。改正する具体的な会則とその目的は以下の通りである。

【総会の議決】

◎ 日本農業経済学会 会則（p 12～13） 目的①（第7・8・9・15条）、②（第3条）

【総会の承認】

- | | |
|-------------------------|--|
| ● 役員選出に関する細則（p 14～16） | 目的①（第3・5・6・7条） |
| ● 編集委員会規程（p 17） | 目的②（第1条） |
| ● 学会賞表彰規程（p 18～19） | 目的①（第2・4・5・6条）、②（第2条）、
④（第2・4・5・6・7条） |
| ● 『農業経済研究』投稿規程（p 20～21） | 目的④（第2条） |
| ● JJRE 投稿規程（p 21～23） | 目的②（名称、第1条）、③（第2・5条）
④（第2条） |

【総会に報告】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ・ 国際交流委員会規程（p 23～24） | 目的①（名称、第1～7条）、④（第1・6条） |
| ・ 企画委員会規程（p 25） | 目的①（第2・3条）、④（第1・6条） |
| ・ 情報化委員会規程（p 26） | 目的①（第4条）、④（第1・6条） |

4. 2016年度予算（案）

10ページの資料参照。

5. 理事・監事の選任

11ページの理事・監事候補者一覧を参照。

6. その他

2015年度日本農業経済学会 決算書(案)

自 2015年2月1日

至 2016年1月31日

日本農業経済学会会長 生源寺 真一

収入の部

単位:円

科 目	予算	決算	増減(決-予)	備 考
会費収入	8,890,075	8,912,250	22,175	正会員の納付率(上)と学生会員の納付率(下)
正会員会費	7,737,975	8,015,500	277,525	874名/1,080名 納付率 80.9% ※2014年度 78.0% 2013年度 78.3%
学生会員会費	1,025,100	743,750	△ 281,350	1,485名/4,125名 納付率 36.2% ※2014年度 40.1% 2013年度 31.6%
購読会員会費	127,000	153,000	26,000	7団体/17団体 ※1団体増
事業収入	5,788,000	5,482,024	△ 325,976	
和文誌・英文誌売上	930,000	900,546	42,546	当会書店の買取額減少(389→392)の一方で、一部の納入額が増加
論文集売上	0	17,616	17,616	バックナンバー注文売上
広告料収入	440,000	471,360	31,360	学生会費25万円、表紙集45万円、学生会費増分の収入増分
別刷売上	40,000	14,400	△ 25,600	和文誌およびJAPの別刷収入(75部以上の返書)
大会要旨集売上	2,020,000	1,839,500	△ 180,400	農工大大会48巻(1・委員120・学生115)など 市町村会(豊田大会)53巻
論文集投稿料	2,350,000	2,138,500	△ 211,500	4社 市町村会 2社
研究費補助金	0	900,000	900,000	研究費協会等(データベース)「データベース」(学術データベース)
学会会費引当金繰入	1,000,000	0	△ 1,000,000	繰入金
国際交流負担金	2,371,000	1,088,417	△ 1,282,583	特別会計より国際交流費(負担分)繰入
雑収入	150,000	186,709	36,709	学生会バックナンバー一冊上げ、印刷・出版費削減、現金取引など
計	19,199,075	18,549,400	△ 1,849,675	
前年度繰越金	507,946	507,946	0	
合計	19,707,021	17,057,346	△ 1,849,675	

支出の部

単位:円

科 目	予算	決算	増減(決-予)	備 考
事業費	10,635,000	10,083,812	△ 571,388	
会誌印刷費	5,320,000	4,908,079	△ 411,921	和文誌66-67-68、JURE17 【紙面縮減のおおき】
会誌・論文集発送費	1,130,000	802,282	△ 327,718	和文誌、JAP(寄稿含む) 【紙面縮減のおおき】
編集委員会費	618,000	626,830	208,830	委員長費15万円、表紙編集4万円など
論文査読料	135,000	80,000	△ 55,000	査読者への返書費(5,000円、12名) 減額することができた
別刷費	26,000	20,608	△ 5,391	
大会費	1,500,000	1,360,979	△ 139,021	農工大大会・関係者への利用(2/関係者の協賛)による減額
大会要旨集印刷費	1,133,000	1,119,690	△ 13,310	農工大大会・関係者
大会関係費	300,000	474,505	165,505	農工大大会市会、テーマ別出版(15.8万円)、秋田大会市内(21.6万円)など
ホームページ関係費	464,000	470,838	6,838	年間運営費増額(10.3万円)、統計学会HP更新料(2.4万円)など
管理費	4,047,000	4,073,238	△ 973,784	
会議費	300,000	229,525	△ 70,475	正副会長・幹事会、各分科委員会、全国・大会シンポジウム、農大大会場により削減
旅費	2,060,000	1,322,832	△ 737,168	上記等同様、経費削減の協力と関係にあるJAP・関係機関に努めている
印刷費	175,000	231,660	56,660	農工大大会要旨集(100部)
通信費	280,000	272,180	△ 7,820	会費集(11.2万円)、会費集増本と大会要旨(13.5万円)
業務委託費	2,082,000	1,987,527	△ 94,473	統計学会年報基本契約(136.3万円)など
雑費	70,000	49,512	△ 20,488	紙と材料
国際交流費	2,371,000	1,779,878	△ 591,324	※1
予備費	150,000	0	△ 150,000	
計	19,199,075	15,916,524	△ 2,186,476	
次年度繰越金	604,021	1,140,822	536,801	
合計	19,707,021	17,057,346	△ 1,849,675	

※1 特別会計より 農工大大会日時シンボなど(99.0万円) 国際農業経済学会協賛(84.6万円) J-Stage作業料(44.6万円) 印刷費より J-Stage作業料(74, 94, 35部 印刷費より27.6万円) J-Stage作業料(JURE Vol.15-17 印刷費より41.6万円)

日本農業経済学会
貸借対照表

2016年1月31日

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	18,178	前受会費	59,500
普通預金	6,614,943	仮受金	115,710
普通預金(科研費)	345,735	未払金	4,059,459
郵便振替	2,380,428	預り金	42,000
未収入金	2,052,024	学会誌発行引当金	6,500,000
特別会計勘定(Ⅰ)	206,185		
特別会計勘定(Ⅱ)	300,000	次年度剰余金	1,140,822
		(過年度剰余金)	507,946
		(当年度剰余金)	632,876
合 計	11,917,491	合 計	11,917,491

財 産 目 録

2016年1月31日

科 目	摘 要	金 額
(資産の部)		
現金		18,178
普通預金	三菱東京UFJ銀行/目黒支店	6,614,943
普通預金(科研費)	三菱東京UFJ銀行/目黒支店	345,735
郵便振替	ゆうちょ銀行/振替貯金	2,380,428
未収入金	国際交流員担金等	2,052,024
特別会計勘定(Ⅰ)	特別会計への貸越	206,185
特別会計勘定(Ⅱ)	特別会計への貸越	300,000
資産合計		11,917,491
(負債の部)		
前受会費	2016年度以降前受会費	59,500
仮受金	研達会計より仮受	115,710
未払金	業務委託料等	4,059,459
預り金	早稲田大会参加費・懇親会費	42,000
学会誌発行引当金		6,500,000
負債合計		10,778,689
(資本の部)		
過年度剰余金		507,946
当年度剰余金		632,876
資本合計		1,140,822

2015年度収支決算結果について慎重に監査した結果、適正であることを認めます。

2016年3月4日

日本農業経済学会 監事

木島 実 
北川 太一 

日本農業経済学会特別会計（Ⅰ）

収支決算書

(2015年2月1日～2016年1月31日)

収入	支出
科目	科目
金額	金額
寄付金収入	学会費国庫費
預金利息	旅費交通費
	会費費
	通信費
	分担金
	雑費
	本年度剰余金
合計	合計

貸借対照表

2016年1月31日

借方	貸方
科目	科目
金額	金額
普通預金	一般会計勘定
定期預金	前年度繰越金
	本年度剰余金
合計	合計

財産目録

2016年1月31日

科目	摘要	金額
(資産の部)		
普通預金	三菱UFJ信託銀行/上野支店	1,885,337
定期預金	三菱UFJ信託銀行/上野支店	3,500,000
資産合計		5,385,337
(負債の部)	一般会計勘定から借越	206,185
負債合計		206,185

2015年度収支決算結果について慎重に監査した結果、適正であることを認めます。

2016年3月4日

日本農業経済学会 監事

木島実

北川太一

日本農業経済学会特別会計（Ⅱ）

収支決算書

(2015年2月1日～2016年1月31日)

収入	支出
科目	科目
金額	金額
預金利息	国際交流費掛金
JB費収入	JB費
	雑費
	本年度剰余金
合計	合計

貸借対照表

2016年1月31日

借方	貸方
科目	科目
金額	金額
定期預金	一般会計勘定
普通預金	JB基金
	未払金
	前年度繰越金
	本年度剰余金
合計	合計

財産目録

2016年1月31日

科目	摘要	金額
(資産の部)		
定期預金	三井住友信託銀行/本店営業部	20,000,000
普通預金	三井住友信託銀行/本店営業部	9,695,793
資産合計		29,695,793
(負債の部)	一般会計勘定から借越	300,000
	JB基金	1,428,849
	未払金	1,088,417
負債合計		2,817,266

2016年度収支決算結果について慎重に監査した結果、適正であることを認めます。

2016年3月4日

日本農業経済学会 監事

木島実

北川太一

2016年度日本農業経済学会 予算書(案)

自 2016年2月1日

至 2017年1月31日

日本農業経済学会会長 生源寺 眞一

収入の部

単位:円

科 目	2015年度	2016年度	増減(16-15)	備 考
会費収入	8,890,075	8,803,000	△ 12,925	
正会員会費	7,737,875	8,000,000	262,025	納付率90%を想定
学生会員会費	1,025,100	750,000	△ 275,100	納付率40%を想定
購読会員会費	127,000	153,000	26,000	10団体
事業収入	5,788,000	5,660,000	△ 128,000	
会誌売上	938,000	1,000,000	62,000	前年度実績同様と想定(和文誌・英文誌・論文誌)
広告料収入	440,000	470,000	30,000	前年度実績同様と想定
別刷売上	40,000	40,000	0	前年度実績を上回ることを期待
大会要旨集売上	2,020,000	1,800,000	△ 220,000	秋口大会・要旨集200部(100万円)、参加費収入(80万円)を想定
報告論文掲載料収入	2,350,000	2,350,000	0	近年の実績に基づく
科研費補助金	0	0	0	「研究成果公開促進費」として申請
学協会発行引当金繰入	1,000,000	1,000,000	0	
国際交流費助金	2,371,000	2,000,000	△ 371,000	「国際交流費」が繰入れ(特別会計Ⅱ)
雑収入	150,000	150,000	0	学会誌バックナンバー売り上げ、著作権関係等、近年の実績に基づく
計	18,199,075	17,713,000	△ 486,075	
前年度繰越金	507,946	1,137,720	629,774	
合計	18,707,021	18,850,720	143,699	

支出の部

単位:円

科 目	2015年度	2016年度	増減(16-15)	備 考
事業費	10,635,000	10,775,000	140,000	
会誌印刷費	5,320,000	5,320,000	0	前年度予算通り(前年度実績を上回ることを期待)
会誌発送費	1,100,000	1,100,000	0	前年度実績同様と想定、JAL経外寄附金は国際交流費から支出
編集委員会費	610,000	650,000	232,000	前年度実績同様と想定
論文査読料	135,000	135,000	0	前年度予算通り(前年度実績を上回ることを期待)
別刷費	26,000	26,000	0	前年度予算通り(前年度実績を上回ることを期待)
大会費	1,500,000	1,500,000	0	秋口大会・開催校への経費補助
大会要旨集印刷費	1,133,000	900,000	△ 233,000	秋口大会・前年度実績を下回ると想定
大会関係費	309,000	450,000	141,000	大会ポスター、テープ起こし、大会案内印刷等(前年度実績同様と想定)
ホームページ関係費	484,000	464,000	0	年間保守管理費、統計協会へ更新料など、前年度予算通り
管理費	4,947,000	4,947,000	0	
会費徴収	300,000	300,000	0	正副会長・幹事会1回、常務幹事会2回、全国・大会シンポジウム等5回、前年度予算通り
旅費	2,060,000	2,060,000	0	前年度予算の予算を確保(会費徴収は会費徴収に同じ)
印刷費	175,000	175,000	0	秋口大会・前年度実績を下回ると予想(前年度予算通り)
通信費	280,000	280,000	0	近年の実績に基づく(前年度予算通り)
業務委託費	2,082,000	2,082,000	0	景観統計協会への業務委託費(前年度予算通り)
雑費	70,000	70,000	0	雑益料等、近年の実績に基づく
国際交流費	2,371,000	2,200,000	△ 171,000	前年度実績
予備費	150,000	150,000	0	
計	18,103,000	18,072,000	△ 31,000	
前年度繰越金	604,021	778,720	174,699	
合計	18,707,021	18,850,720	143,699	

注) 国際学会補助(100万円)、J-Support 国際費(100万円)、その他

次期（2016-17年度） 日本農業経済学会 理事・監事候補者一覧

＊地区別に五十音順

地区	氏名	所属機関
北海道	井上 誠司	酪農学園大学
	耕野 拓一	帯広畜産大学
	坂爪 浩史	北海道大学
	藤田 直聡	北海道農業研究センター
東北	泉谷 眞実	弘前大学
	小山 良太	福島大学
	盛田 清秀	東北大学
関東	新井 祥穂	東京農工大学
	安藤 益夫	宇都宮大学
	井上 荘太郎	農林水産政策研究所
	内田 晋	茨城大学
	大石 敦志	日本大学
	大江 徹男	明治大学
	加治佐 敬	青山学院大学
	北田 紀久雄	東京農業大学
	北原 克宣	立正大学
	小林 弘明	千葉大学
	松下 秀介	筑波大学
	松本 武祝	東京大学
	安武 正史	中央農業総合研究センター
中部	成 耆政	松本大学
	槇平 龍宏	名古屋経済大学
	松井 隆宏	三重大学
北陸	加藤 辰夫	福井県立大学
	木南 莉莉	新潟大学
近畿	小田 滋晃	京都大学
	岸上 光克	和歌山大学（4月より）
	竹歳 一紀	龍谷大学
	多田 稔	近畿大学
中国	坂本 英美	近畿中国四国農業研究センター
	松田 敏信	鳥取大学
	保永 展利	島根大学
四国	玉 真之介	徳島大学
	松岡 淳	愛媛大学
九州・沖縄	品川 優	佐賀大学
	内藤 重之	琉球大学
	前田 幸嗣	九州大学

次期会長指名理事候補

担当	氏名	所属機関
庶務（会長補佐）	神代 英昭	宇都宮大学 ＊2016年度まで
庶務（総務）	首藤 久人	筑波大学
和文誌編集	立川 雅司	茨城大学 ＊2016年度まで
英文誌編集	櫻井 武司	東京大学 ＊2016年度まで
開催校	大江 靖雄	千葉大学 ＊2016年度まで

次期監事候補

	氏名	所属機関
監事	北川 太一	福井県立大学 ＊2016年度まで
監事	土田 志郎	東京農業大学

日本農業経済学会 会則の一部を改正する規則（案）

理由：役職・業務・英文誌の誌名を変更するため

現 行	改 正
(略) (事業) 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 研究発表会及び学術講演会等の開催 (2) 学会誌『農業経済研究』(以下「和文誌」という) 及び『The Japanese Journal of Rural Economics』(以下「英文誌」という)の編集・発行 (3) 研究業績の表彰 (4) 他学会との研究連絡及び国際交流 (5) 日本農学会及び日本経済学会連合への加盟 (6) 農業経済に関する学術図書の発行 (7) その他、本会の目的達成に必要な事業 (略) (会長、副会長) 第7条 会長は会務を総理し、本会を代表する。副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故がある時はその職務を代理する。副会長は、<u>学会誌編集、学会賞・国内学術交流、国際交流、企画</u>の任務を分担する。新たな会務が生じた場合、副会長はそれらを兼務できる。 (常務理事) 第8条 常務理事は役付常務理事と地区担当常務理事によって構成される。役付常務理事は、<u>和文誌編集、英文誌編集、学会賞・国内学術交流、国際交流、企画、情報、庶務、財務</u>を担当する。	(略) (事業) 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 研究発表会及び学術講演会等の開催 (2) 学会誌『農業経済研究』(以下「和文誌」という) 及び『Japanese Journal of Agricultural Economics』(以下「英文誌」という)の編集・発行 (3) 研究業績の表彰 (4) 他学会との研究連絡及び国際交流 (5) 日本農学会及び日本経済学会連合への加盟 (6) 農業経済に関する学術図書の発行 (7) その他、本会の目的達成に必要な事業 (略) (会長、副会長) 第7条 会長は会務を総理し、本会を代表する。副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故がある時はその職務を代理する。副会長は、<u>総務、編集、企画、国際</u>の任務を分担する。新たな会務が生じた場合、副会長はそれらを兼務できる。 (常務理事) 第8条 常務理事は役付常務理事と地区担当常務理事によって構成される。役付常務理事は、<u>会長補佐、総務、情報、財務、学会賞・国内学術交流、和文誌編集、英文誌編集、企画、国際</u>を担当する。

(会長指名理事) 第9条 会長指名理事は和文誌及び英文誌編集担当常務理事、<u>庶務担当常務理事</u>、開催校担当理事を含む若干名とする。ただし、開催校担当理事は監事以外の他の役員を兼務できる。 (略) (委員会) 第15条 本会の事業遂行のため、理事会の下に<u>学会誌編集委員会</u>、<u>学会賞選考委員会</u>、企画委員会、その他必要な委員会を置く。 (略) (改正) 第18条 会則は総会の議決を経て改正することができる。 附則 本会則は2004年9月15日から施行する。 附則 本会則は2014年3月29日から施行する。ただし、2014年度の会計事業年度は、2014年3月1日より2015年1月31日までとする。 附則 本会則は2015年3月28日から施行する。	(会長指名理事) 第9条 会長指名理事は和文誌及び英文誌編集担当常務理事、<u>会長補佐常務理事</u>、<u>総務担当常務理事</u>、開催校担当理事を含む若干名とする。ただし、開催校担当理事は監事以外の他の役員を兼務できる。 (略) (委員会) 第15条 本会の事業遂行のため、理事会の下に編集委員会、企画委員会、<u>国際委員会</u>、<u>情報化委員会</u>、その他必要な委員会を置く。 (略) (改正) 第18条 会則は総会の議決を経て改正することができる。 附則 本会則は2004年9月15日から施行する。 附則 本会則は2014年3月29日から施行する。ただし、2014年度の会計事業年度は、2014年3月1日より2015年1月31日までとする。 附則 本会則は2015年3月28日から施行する。 <u>附則</u> <u>本会則は2016年3月29日から施行する。</u>
---	--

役員選出に関する細則の一部を改正する規則（案）

理由：役職・業務を変更するため

現 行	改 正
(略) (理事及び監事の選任) 第3条 次期の地区選任理事候補者については、地区ごとに会員の意向を今期の理事が取りまとめ、総会の30日前までに<u>庶務</u>担当常務理事を通じて理事会に推薦する。関東地区を除いて、推薦された候補者には、地区担当常務理事1名が含まれる。 2. 次期の地区選任理事は、理事会及び総会の承認を経て選任する。 3. 次期の会長指名理事は、会長が指名し、理事会及び総会の承認を経て選任する。 4. 次期の監事は監査の便宜を考慮して候補者を選定し、理事会及び総会の承認を経て選任する。 (略) (役付常務理事の選出) 第5条 会長指名理事を除く役付常務理事は、選任された理事の中から、正副会長及び<u>庶務</u>担当常務理事の協議を経て選出する。 2. 第1項の協議において、やむを得ない事由が認められる場合に限り、役付常務理事と地区担当常務理事を兼務させることができる。 3. 役付常務理事のうち、<u>庶務</u>担当、和文誌及び英文誌編集担当は会長指名理事とし、第3条第3項に従って選任する。ただし、<u>庶務</u>担当は関東地区理事会が、和文誌及び英文誌編集担当は編集委員会が、それぞれ会長の指名に先立って候補者を推薦する。	(略) (理事及び監事の選任) 第3条 次期の地区選任理事候補者については、地区ごとに会員の意向を今期の理事が取りまとめ、総会の30日前までに<u>総務</u>担当常務理事を通じて理事会に推薦する。関東地区を除いて、推薦された候補者には、地区担当常務理事1名が含まれる。 2. 次期の地区選任理事は、理事会及び総会の承認を経て選任する。 3. 次期の会長指名理事は、会長が指名し、理事会及び総会の承認を経て選任する。 4. 次期の監事は監査の便宜を考慮して候補者を選定し、理事会及び総会の承認を経て選任する。 (略) (役付常務理事の選出) 第5条 会長指名理事を除く役付常務理事は、選任された理事の中から、正副会長及び<u>会長補佐常務理事、総務</u>担当常務理事の協議を経て選出する。 2. 第1項の協議において、やむを得ない事由が認められる場合に限り、役付常務理事と地区担当常務理事を兼務させることができる。 3. 役付常務理事のうち、<u>会長補佐、総務</u>担当、和文誌及び英文誌編集担当は会長指名理事とし、第3条第3項に従って選任する。ただし、<u>総務</u>担当は関東地区理事会が、和文誌及び英文誌編集担当は編集委員会が、それぞれ会長の指名に先立って候補者を推薦する。

(地区専任理事の交代)

第6条

選任された地区選任理事が選出母体である地区から転出または欠員した場合は、同地区の理事の責任において後任の理事候補者を推薦し、**庶務**担当常務理事を通じて会長に届ける。会長は推薦のあった候補者を会長指名理事に選任し、理事の交代について理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。

2. 地区担当常務理事が転出または欠員した場合は、同地区の理事の責任において、同地区の理事の中から後任の地区担当常務理事候補者を推薦し、**庶務**担当常務理事を通じて会長に届ける。会長は推薦のあった候補者を会長指名理事に選任し、地区担当常務理事の交代について理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。地区担当常務理事の選出に伴う理事の欠員については、第1項に従って補充する。
3. 会長、副会長、役付常務理事については、第1項の規定は適用しない。

(欠員補充)

第7条

会長が欠員した場合は、「日本農業経済学会会則」第7条に従って、副会長が代理する。任期は前任者の残任期間を原則とする。

2. 副会長が欠員した場合は、副会長が兼務するか、副会長選挙の次点者を充てる。次点者を充てる場合、次点者が役付常務理事のときは、第5条第1項に従って役付常務理事の欠員を補充する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
3. 会長指名理事を除く役付常務理事が欠員した場合は、第5条第1項に従って補充する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
4. **庶務**担当常務理事が欠員した場合は、次期候補者を会長が選任し、理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
5. 和文誌及び英文誌編集担当常務理事が欠員した場合は、編集

(地区専任理事の交代)

第6条 選任された地区選任理事が選出母体である地区から転出または欠員した場合は、同地区の理事の責任において後任の理事候補者を推薦し、**総務**担当常務理事を通じて会長に届ける。会長は推薦のあった候補者を会長指名理事に選任し、理事の交代について理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。

2. 地区担当常務理事が転出または欠員した場合は、同地区の理事の責任において、同地区の理事の中から後任の地区担当常務理事候補者を推薦し、**総務**担当常務理事を通じて会長に届ける。会長は推薦のあった候補者を会長指名理事に選任し、地区担当常務理事の交代について理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。地区担当常務理事の選出に伴う理事の欠員については、第1項に従って補充する。
3. 会長、副会長、役付常務理事については、第1項の規定は適用しない。

(欠員補充)

第7条 会長が欠員した場合は、「日本農業経済学会会則」第7条に従って、副会長が代理する。任期は前任者の残任期間を原則とする。

2. 副会長が欠員した場合は、副会長が兼務するか、副会長選挙の次点者を充てる。次点者を充てる場合、次点者が役付常務理事のときは、第5条第1項に従って役付常務理事の欠員を補充する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
3. 会長指名理事を除く役付常務理事が欠員した場合は、第5条第1項に従って補充する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
4. **会長補佐常務理事、総務**担当常務理事が欠員した場合は、次期候補者を会長が選任し、理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
5. 和文誌及び英文誌編集担当常務理事が欠員した場合は、編集

委員会が候補者を推薦し、会長が選任して理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。 6. 開催校担当理事が欠員した場合は、開催校が候補者を推薦し、会長が選任して理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間とする。 (改正) 第8条 この細則は理事会の議決及び総会の承認を経て改正する。 附則 本細則は2003年4月2日から施行する。 附則 本細則は2015年3月28日から施行する。	委員会が候補者を推薦し、会長が選任して理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。 6. 開催校担当理事が欠員した場合は、開催校が候補者を推薦し、会長が選任して理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間とする。 (改正) 第8条 この細則は理事会の議決及び総会の承認を経て改正する。 附則 本細則は2003年4月2日から施行する。 附則 本細則は2015年3月28日から施行する。 <u>附則</u> <u>本細則は2015年3月29日から施行する。</u>
--	--

編集委員会規程の一部を改正する規則（案）

理由：英文誌の誌名を変更するため

現 行	改 正
（目的） 第1条 この規程は、「日本農業経済学会会則」第15条の規定に基づき、『農業経済研究』（以下「和文誌」という）、『The Japanese Journal of Rural Economics』（以下「英文誌」という。和文誌と英文誌を併せて「学会誌」という）の編集のためにこれを定める。学会誌の編集は、編集委員会がこれにあたる。 （略） （改正） 第9条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。 附則 この規程は2010年4月1日から施行する。 附則 この規程は2014年4月1日から施行する。 附則 1. この規程は2014年7月26日から施行する。 2. 2014年度における学会誌の発行については、なお従前の例による。	（目的） 第1条 この規程は、「日本農業経済学会会則」第15条の規定に基づき、『農業経済研究』（以下「和文誌」という）、『Japanese Journal of Agricultural Economics』（以下「英文誌」という。和文誌と英文誌を併せて「学会誌」という）の編集のためにこれを定める。学会誌の編集は、編集委員会がこれにあたる。 （略） （改正） 第9条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。 附則 この規程は2010年4月1日から施行する。 附則 この規程は2014年4月1日から施行する。 附則 1. この規程は2014年7月26日から施行する。 2. 2014年度における学会誌の発行については、なお従前の例による。 <u>附則</u> <u>この規程は2016年3月29日から施行する。</u>

学会賞表彰規程の一部を改正する規則（案）

理由：役員・業務・英文誌の誌名を変更し、ポスター賞規定を追加するため

現 行	改 正
(略) 第2条 1. <u>賞の総称は「日本農業経済学会賞」とし、以下の3種の賞を設ける。</u> i. 「日本農業経済学会学術賞」……本学会に5年以上継続して在籍し、<u>特に</u>顕著な研究業績を公刊した会員に授与する。 ii. 「日本農業経済学会奨励賞」……本学会に3年以上継続して在籍する<u>満40歳未満の会員で顕著な研究業績を公刊し、今後一層の発展が期待される会員</u>に授与する。 iii. 「日本農業経済学会学会誌賞」……本学会の会員で、本学会誌『農業経済研究』、『The Japanese Journal of Rural Economics』に特に優れた論文を執筆した会員に授与する。 2. 「学術賞」及び「学会誌賞」は、原則として毎年それぞれ2名以内、「奨励賞」は毎年3名以内とする。 (略) 第4条 <u>第2条の表彰対象者は、学会賞選考委員会で候補者を選定し、理事会で決定する。</u>	(略) 第2条 「日本農業経済学会賞」として<u>4種</u>の賞を設ける。<u>授賞対象は次のとおりである。</u> <u>(1)「日本農業経済学会学術賞」(以下「学術賞」という)は本会に5年以上継続して在籍し、顕著な研究業績を公刊した会員に授与する。</u> <u>(2)「日本農業経済学会奨励賞」(以下「奨励賞」という)は本会に3年以上継続して在籍し、顕著な研究業績を公刊した満40歳未満の会員に授与する。</u> <u>(3)「日本農業経済学会学会誌賞」(以下「学会誌賞」という)は本会の会員で、学会誌『農業経済研究』、『Japanese Journal of Agricultural Economics』に特に優れた論文を執筆した会員に授与する。</u> <u>(4)「日本農業経済学会ポスター賞」(以下「ポスター賞」という)は本会の会員で、個別ポスター報告において優秀な報告を行った満40歳未満の筆頭報告者に授与する。</u> 2. 「学術賞」及び「学会誌賞」は、原則として毎年それぞれ2名以内、「奨励賞」は毎年3名以内、<u>「ポスター賞」は若干名とする。</u> (略) 第4条 <u>第2条(1)、(2)に定める授賞対象者は学術賞・奨励賞選考委員会において、(3)に定める授賞対象者は学会誌賞選考委員会において、それぞれ候補者を選定し、理事会で決定する。(4)に定める授賞対象者は、ポスター賞選考委員会において候補者を選定し、会長の承認を経て決定し、理事会へ報告する。</u>

第5条 <u>「学術賞」及び「奨励賞」の選考委員会は、学会賞担当副会長と同副会長が理事の中から指名した6名の委員とで構成し、副会長が委員長を務める。また、「学会誌賞」の選考委員会は、学会誌担当副会長、学会賞担当副会長並びに学会誌編集委員とで構成し、学会誌担当副会長が委員長を務める。</u> <u>委員の任期は理事及び編集委員の在任期間とする。</u> <u>選考委員会は、定められた期日までに選考結果を会長に報告しなければならない。</u> 第6条 <u>表彰は賞状と副賞によるものとし、総会の場で行う。</u> 第7条 本規程の改正は、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。 <u>付則</u> <u>1. 本規程に関する細則は別に定める。</u> <u>2. 本規程は2002年3月30日から施行する。</u> <u>3. 本規程は2015年3月28日から施行する。</u>	第5条 <u>学術賞・奨励賞</u>選考委員会は、<u>総務</u>担当副会長と、<u>同副会長が理事の中から指名した6名の委員で構成し、総務担当副会長が委員長を務める。学会誌賞</u>選考委員会は、<u>編集</u>担当副会長並びに学会誌編集委員で構成し、<u>編集</u>担当副会長が委員長を務める。<u>ポスター賞選考委員会は、企画担当副会長と、同副会長が理事または編集委員の中から指名した複数名の委員で構成し、企画担当副会長が委員長を務める。</u> 委員の任期は理事及び編集委員の在任期間とする。 第6条 <u>「学術賞」、「奨励賞」、「学会誌賞」は総会で表彰する。「ポスター賞」は、大会時のポスター賞表彰式で表彰する。</u> 第7条 本規程の改正は、<u>理事会及び総会の承認を経て決定する。</u> <u>附則</u> 本規程に関する細則は別に定める。 <u>附則</u> 本規程は2002年3月30日から施行する。 <u>附則</u> 本規程は2015年3月28日から施行する。 <u>附則</u> <u>本規程は2016年3月29日から施行する。</u>
---	---

『農業経済研究』投稿規程の一部を改正する規則（案）

理由：編集委員会規程との対応関係を明記するため

現 行	改 正
(略) (原稿の種類) 第2条 和文誌に掲載する原稿の種類は、投稿原稿（論文、報告論文、研究動向、談話室）、大会報告、依頼原稿（書評等）及び編集方針に関わって編集委員会が特に認めたものがある。投稿原稿に含まれるものであっても、和文誌編集委員会が執筆を依頼する場合がある。 (1) 論文は、農業経済に関する理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、独創性、新規性、ならびに有用性が認められたものである。 (2) 報告論文は、日本農業経済学会（以下「本会」という）が主催する年次大会での個別報告に基づく農業経済の理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、新規性ならびに有用性が認められたものである。 (略) (改正) 第15条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。また、和文誌及び本会ホームページに公示する。 附則 この規程は2010年4月1日から施行する。 附則 この規程は2013年3月28日から施行する。	(略) (原稿の種類) 第2条 和文誌に掲載する原稿の種類は、投稿原稿（論文、報告論文、研究動向、談話室）、大会報告、依頼原稿（書評等）及び「<u>編集委員会規程</u>」第6条第2項に定める編集方針に関わって編集委員会が特に認めたものがある。投稿原稿に含まれるものであっても、和文誌編集委員会が執筆を依頼する場合がある。 (1) 論文は、農業経済に関する理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、独創性、新規性、ならびに有用性が認められたものである。 (2) 報告論文は、日本農業経済学会（以下「本会」という）が主催する年次大会での個別報告に基づく農業経済の理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、新規性ならびに有用性が認められたものである。 (略) (改正) 第15条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。また、和文誌及び本会ホームページに公示する。 附則 この規程は2010年4月1日から施行する。 附則 この規程は2013年3月28日から施行する。

附則 1. この規程は2014年11月1日以降の投稿原稿から適用する。 2. 2014年度大会の大会報告原稿及び『日本農業経済学会論文集』和文原稿については、なお従前の例による。	附則 1. この規程は2014年11月1日以降の投稿原稿から適用する。 2. 2014年度大会の大会報告原稿及び『日本農業経済学会論文集』和文原稿については、なお従前の例による。 <u>附則</u> <u>この規程は2016年3月29日から施行する。</u>
--	--

JJRE 投稿規程を JJAE 投稿規程に改正する規則（案）

理由：英文誌の誌名を変更し、国際シンポジウム（日韓シンポ等）の大会報告を JJAE に掲載するため。
編集委員会規程との対応関係を明記するため。

現 行	改 正
<u>JJRE</u> 投稿規程 （目的） 第1条 『<u>The Japanese Journal of Rural Economics</u>』（以下「英文誌」という）への投稿に関し、必要な事項を定めるため、本規程を設ける。 （原稿の種類） 第2条 英文誌に掲載する原稿の種類は、投稿原稿（Articles、Research Letters）及び編集方針に関わって編集委員会が特に認めたものがある。投稿原稿に含まれるものであっても、英文誌編集委員会が執筆を依頼する場合がある。 （1）Articles は、農業経済に関する理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、独創性、新規性、ならびに有用性が認められたものである。 （2）Research Letters は、日本農業経済学会（以下「本会」とい	<u>JJAE</u> 投稿規程 （目的） 第1条 『<u>Japanese Journal of Agricultural Economics</u>』（以下「英文誌」という）への投稿に関し、必要な事項を定めるため、本規程を設ける。 （原稿の種類） 第2条 英文誌に掲載する原稿の種類は、投稿原稿（Articles、Research Letters）、<u>大会報告</u>及び「<u>編集委員会規程</u>」第6条第2項に定める編集方針に関わって編集委員会が特に認めたものがある。投稿原稿に含まれるものであっても、英文誌編集委員会が執筆を依頼する場合がある。 （1）Articles は、農業経済に関する理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、独創性、新規性、ならびに有用性が認められたものである。 （2）Research Letters は、日本農業経済学会（以下「本会」とい

う) が主催する年次大会での個別報告に基づく農業経済の理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、新規性ならびに有用性が認められたものである。 (略) (原稿の分量) 第5条 原稿の分量はつぎのとおりとする。 (1) Articles は、初回投稿の時点で、A4 用紙のダブルスペース (1 ページ当たり 28 行、1 行 10~15 単語) で 40 ページ以内 (図表込み) とする。 (2) Research Letters は、「投稿細則」の様式に従い、原則 4 ページ、上限 6 ページとする。3 ページ以下の原稿は認めない。 (略) (改正) 第15条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。また、英文誌及び本会ホームページに公示する。 附則 この規程は2003年4月1日から施行する。 附則 この規程は2013年3月28日から施行する。 附則 1. この規程は2014年11月1日以降の投稿原稿から適用す	う) が主催する年次大会での個別報告に基づく農業経済の理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、新規性ならびに有用性が認められたものである。 <u>(3) 大会報告は、本会が主催する国際シンポジウムの報告ならびに質疑応答に関する原稿、座長解題等である。</u> (略) (原稿の分量) 第5条 原稿の分量はつぎのとおりとする。 (1) Articles は、初回投稿の時点で、A4 用紙のダブルスペース (1 ページ当たり 28 行、1 行 10~15 単語) で 40 ページ以内 (図表込み) とする。 (2) Research Letters は、「投稿細則」の様式に従い、原則 4 ページ、上限 6 ページとする。3 ページ以下の原稿は認めない。 <u>(3) 大会報告は、Articles に準じた扱いとする。質疑応答など、その他の原稿はシンポジウム当日の実情を踏まえて英文誌編集委員会が判断する。</u> (略) (改正) 第15条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。また、英文誌及び本会ホームページに公示する。 附則 この規程は2003年4月1日から施行する。 附則 この規程は2013年3月28日から施行する。 附則 1. この規程は2014年11月1日以降の投稿原稿から適用す
---	---

る。 2. 前項1によらず、2014年度大会の『日本農業経済学会論文集』英文原稿については、Research Letters としてこの規程を準用する。	る。 2. 前項1によらず、2014年度大会の『日本農業経済学会論文集』英文原稿については、Research Letters としてこの規程を準用する。 <u>附則</u> <u>この規程は2016年3月29日から施行する。</u>
--	---

国際交流委員会規程を国際委員会規程に改正する規則（案）

理由：役員・業務を変更するため

現 行	改 正
<u>国際交流</u>委員会規程 第1条 日本農業経済学会会則第<u>10</u>条に基づき、理事会の下に<u>国際交流</u>委員会を設ける。 第2条 <u>国際交流</u>委員会の任務は<u>下記</u>のとおりとする。 <u>1.</u> 国際交流事業に関する事項 <u>2.</u> 国際学会蓄積金（特別会計Ⅱ）の活用に関する事項 <u>3.</u> 国際交流協定に関する事項 <u>4.</u> 国際農業経済学会・アジア農業経済学会に関する事項 <u>5.</u> その他 第3条 <u>国際交流委員会の委員</u>は若干名の理事と前期<u>国際交流</u>委員会委員長及び前期<u>国際交流</u>委員会事務局担当<u>によって</u>構成し、常務理事会の議を経て会長が<u>委嘱</u>する。	<u>国際</u>委員会規程 第1条 「日本農業経済学会会則」第<u>15</u>条に基づき、理事会の下に<u>国際</u>委員会を設ける。 第2条 <u>国際</u>委員会の任務は<u>次</u>のとおりとする。 <u>(1)</u> 国際交流事業に関する事項 <u>(2)</u> 国際学会蓄積金（特別会計Ⅱ）の活用に関する事項 <u>(3)</u> 国際交流協定に関する事項 <u>(4)</u> 国際農業経済学会・アジア農業経済学会に関する事項 <u>(5)</u> その他、<u>国際委員会の業務に関する事項</u> 第3条 <u>国際委員会</u>は若干名の理事と前期<u>国際</u>委員会委員長及び前期<u>国際</u>委員会事務局担当<u>で</u>構成し、常務理事会の議を経て会長が<u>承認</u>する。

第4条 <u>国際交流</u>委員会委員長は<u>副会長の一人</u>が<u>担当する</u>。<u>また当委員会は</u>委員長を補佐する事務局担当<u>を互選</u>する。 第5条 委員の任期は<u>原則2年とする</u>。ただし<u>国際交流</u>委員会委員長および事務局担当は<u>任期2年</u>終了後1年任期の委員として残る。 第6条 <u>国際交流</u>委員会は小委員会を組織することができる。 (略) 第7条 本規程の改正は理事会<u>において行い</u>、総会に報告する。 <u>付 則</u> この規程は2004年3月30日から<u>実施</u>する。	第4条 <u>国際</u>委員会委員長は<u>国際担当副会長</u>が<u>務める</u>。<u>同</u>委員長を補佐する事務局担当<u>は国際担当常務理事が務める</u>。 第5条 委員の任期は<u>2年とする</u>。<u>ただし、再任を妨げない</u>。<u>国際</u>委員会委員長<u>及</u>び事務局担当は<u>任期</u>終了後1年任期の委員として残る。 第6条 <u>国際</u>委員会は小委員会を組織することができる。 (略) 第7条 本規程の改正は理事会<u>で決定し</u>、総会に報告する。 <u>附則</u> この規程は2004年3月30日から<u>施行</u>する。 <u>附則</u> <u>この規程は2016年3月29日から施行する。</u>
---	--

企画委員会規程の一部を改正する規則（案）

理由：役員・業務を変更するため

現 行	改 正
第1条 日本農業経済学会会則第<u>10</u>条に基づき、理事会の下に企画委員会を設ける。 第2条 企画委員会の任務は<u>下記</u>のとおりとする。 <u>1.</u> 大会シンポジウム、ミニシンポジウム、共催シンポジウム、個別報告及び特別セッションの開催 <u>2.</u> 農業経済に関する学術図書の発行 <u>3.</u> その他、<u>本会の目的達成に必要な</u>事業の実施 第3条 企画委員会の委員は理事の中から若干名を選出し、常務理事会の議を経て会長<u>から委嘱</u>する。なお、特に必要があると認められる場合は理事以外の会員から委員を選出することができる。委員長は、副会長<u>の一人が担当する</u>。 （略） 第7条 本規程の改正は理事会<u>において行い</u>、総会に報告する。 附則 この規程は2002年3月30日から施行する。 附則 この規程は2013年3月28日から<u>一部改正して</u>施行する。	第1条 「日本農業経済学会会則」第<u>15</u>条に基づき、理事会の下に企画委員会を設ける。 第2条 企画委員会の任務は<u>次</u>のとおりとする。 <u>(1)</u> 大会シンポジウム、ミニシンポジウム、共催シンポジウム、個別報告及び特別セッションの開催 <u>(2)</u> 農業経済に関する学術図書の発行 <u>(3)</u> <u>ポスター賞の選考</u> <u>(4)</u> その他、<u>企画委員会の業務に関する</u>事業の実施 第3条 企画委員会の委員は理事の中から若干名を選出し、常務理事会の議を経て会長<u>が承認</u>する。なお、特に必要があると認められる場合は理事以外の会員から委員を選出することができる。委員長は、<u>企画担当</u>副会長が<u>務める</u>。 （略） 第7条 本規程の改正は理事会<u>で決定し</u>、総会に報告する。 附則 この規程は2002年3月30日から施行する。 附則 この規程は2013年3月28日から施行する。 <u>附則</u> <u>この規程は2016年3月29日から施行する。</u>

情報化委員会規程の一部を改正する規則（案）

理由：役員・業務を変更するため

現 行	改 正
第 1 条 日本農業経済学会会則第 <u>10</u> 条に基づき、理事会の下に情報化委員会を設ける。 （略） 第 4 条 情報化委員会の委員長は担当常務理事が<u>担当する。また当委員会は委員長を補佐する庶務担当常務理事からの協力を得ることができる。</u> （略） 第 6 条 この規程は理事会<u>の承認によって変更</u>し、総会に報告する。 <u>付 則</u> この規程は 2012 年 7 月 8 日から実施する。	第 1 条 <u>「日本農業経済学会会則」第 15 条</u>に基づき、理事会の下に情報化委員会を設ける。 （略） 第 4 条 情報化委員会の委員長は情報担当常務理事が<u>務める。総務担当常務理事は当該委員長を補佐する。</u> （略） 第 6 条 この規程<u>の改正</u>は理事会<u>で決定</u>し、総会に報告する。 <u>附則</u> この規程は 2012 年 7 月 8 日から実施する。 <u>附則</u> <u>この規程は 2016 年 3 月 29 日から施行する。</u>